

平成 30 年 9 月 7 日付け基発 0907 第 1 号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法の施行について」新旧対照表

改正後	現 行
<p>第 2 時間外労働の上限規制（新労基法第 36 条及び第 139 条から第 142 条まで、新労基則第 16 条等並びに指針関係）</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針関係</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 使用者の責務（指針第 3 条関係） （略）</p> <p>また、使用者は、<u>令和 3 年 9 月 14 日付け基発 0914 第 1 号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」</u>において、① 1 週間当たり 40 時間を超えて労働した時間が 1 箇月においておおむね 45 時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まると評価できるとされていること、②発症前 1 箇月間におおむね 100 時間又は発症前 2 箇月間から 6 箇月間までにおいて 1 箇月当たりおおむね 80 時間を超える場合には業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価できるとされていることに留意しなければならないものであること。</p>	<p>第 2 時間外労働の上限規制（新労基法第 36 条及び第 139 条から第 142 条まで、新労基則第 16 条等並びに指針関係）</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針関係</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 使用者の責務（指針第 3 条関係） （略）</p> <p>また、使用者は、<u>平成 13 年 12 月 12 日付け基発第 1063 号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」</u>において、① 1 週間当たり 40 時間を超えて労働した時間が 1 箇月においておおむね 45 時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まると評価できるとされていること、②発症前 1 箇月間におおむね 100 時間又は発症前 2 箇月間から 6 箇月間までにおいて 1 箇月当たりおおむね 80 時間を超える場合には業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価できるとされていることに留意しなければならないものであること。</p>